

(一般サービス) 中国商務部が EU 企業 7 社を輸出規制管理リストに追加掲載
—中国両用品目の「輸出規制管理リスト」掲載者向け輸出を禁止—

2026.4.27
CISTEC 事務局

✓中国商務部は本年 4 月 24 日、中国輸出管理法、及び同両用品輸出管理条例等に基づき、FN ハースタル社等 EU 7 企業を、「輸出規制管理リスト」に追加掲載し、措置として、これら企業向け中国両用品目の輸出禁止と現在進行中の取引停止を命ずると共に、特殊事情で必要な場合は商務部宛て輸出許可申請を命ずる旨の措置を公布・施行した(商務部公告 2026 年第 20 号)。

✓尚、4 月 24 日発表された中国商務部報道官の記者会見によると、掲題措置について、「少数の EU 軍事関連企業を対象としたものであり、当該企業は、過去に台湾向け武器販売関与等の経歴がある」としている。

■ 中国輸出管理法に基づく「両用品目輸出管理条例」:

◎ CISTEC 解説:「両用品目輸出管理条例」が公布、12/1 施行 (改訂 2 版) (CISTEC 速報:改訂版) (2024.10.21/同 10.22 改訂版)

https://www.cistec.or.jp/service/keizai_anzenhoshochina/data/20241021.pdf

◎ 中国両用品目輸出管理条例 (CISTEC 仮訳 ver.3) (2024.10.22) :

https://www.cistec.or.jp/service/keizai_anzenhoshochina/data/20241021_yaku.pdf

■ 中国商務部公告 2026 年第 20 号: EU 企業 7 社を輸出規制管理対象リストに追加公表 (2026 年 4 月 24 日) [別添 1 参照](#)

https://www.mofcom.gov.cn/zwgk/zcfb/art/2026/art_cbb5d167f9004a58aee4b7a0f260c078.html

■ 中国商務部報道官、EU 企業 7 社の輸出規制管理対象リストに追加掲載に関する記者会見 (2026 年 4 月 24 日) [別添 2 参照](#)

https://www.mofcom.gov.cn/xwfb/xwfyrrth/art/2026/art_bc53fd7837ae481cb8f790976b3cf7e4.html

1. 商務部公告 2026 年第 20 号: EU 7 企業の輸出規制管理リスト掲載に関する公布

1 :

¹ (訳者注)「商務部公告 2026 年第 20 号 公布将 7 家欧盟实体列入出口管制管控名单」
(中華人民共和国商務部サイト政務公開・政策発布 2026 年 4 月 24 日)

https://www.mofcom.gov.cn/zwgk/zcfb/art/2026/art_cbb5d167f9004a58aee4b7a0f260c078.html

【発布団体】 安全管理局（産業安全・輸出入管理局）

【発布文書番号】 商務部公告 2026 年第 20 号

【発布期日】 2026 年 4 月 24 日

《中華人民共和国輸出管理法》および《中華人民共和国両用品目輸出管理条例》等の法律法規の関連規定に基づき²、国の安全と利益を守り、拡散防止等の国際義務を履行するため、FN ハースタル社など EU のエンティティ 7 社を輸出規制管理リスト（付属文書参照）に加え、以下の措置を講じることを決定した：

一、輸出者が上記エンティティ 7 社に両用品目を輸出することを禁止し、国外の組織および個人が中華人民共和国を原産とする両用品目を上記エンティティ 7 社に移転または提供することを禁止する；現在行っている関連活動は直ちに停止しなければならない。

二、特殊な状況下で確かに輸出する必要がある場合、輸出者は商務部に申請を提出しなければならない。

本公告は公布の日より正式に実施する。

付属文書：輸出規制管理リスト（2026 年 4 月 24 日）別添 1 参照

商務部

2026 年 4 月 24 日

2. 「両用品目輸出管理条例」に基づく「輸出規制管理リスト」法的枠組：

✓掲載根拠（同条例第 28 条）：

以下何れかの状況にある輸入業者、エンドユーザーを「管理リスト」に追加できる旨を規定：

- ① エンドユーザー・最終用途の管理要求に違反、② 国の安全と利益を脅かす可能性、
- ③ 両用品目のテロ目的使用、（詳細略）

✓措置（同条例第 29 条）：

「管理リスト」に掲載された輸入業者、エンドユーザーに対し、以下の 1 つ又は複数の措置を講じる事が出来る旨を規定：

²（訳者注）《中華人民共和国輸出管理法》第 18 条および《中華人民共和国両用品目輸出管理条例》第 28、29、30 条。なお、《中華人民共和国輸出管理法》第 18 条および《中華人民共和国両用品目輸出管理条例》第 30 条に輸出規制管理リストからの除外に関する規定があるが、本公告では言及されていない。

①関連両用品目の取引禁止、②関連両用品目の取引制限、③関連両用品目の輸出中止を命じる、④ その他必要な措置

又、特殊な状況下で関連取引を行う必要がある場合、輸出者は国務院の商務主管部門に申請書を提出し、許可取得後、当該輸入業者、エンドユーザーと相応取引をおこない、要求に基づいて報告を行うことが出来る旨が規定されている。

以上

附属文書

輸出規制管理リスト
(2026年4月24日)

1. FN ハースタル (ファブリーク・ナシオナル・ダルム・ドゥ・ゲール) 社
(FN Herstal, Fabrique Nationale de Herstal)

住所 : Voie de Liege 33, Herstal, Belgium

郵便番号 : B-4040

2. オムニポル社 (OMNIPOL a.s.)

住所 : Nekazanka 880/11, Praha 1, Czech Republic

郵便番号 : 11000

3. ヘンゾルト社 (HENSOLDT AG)

住所 : Willy-Messerschmitt-Strasse 3, Taufkirchen, Germany

郵便番号 : 82024

4. エクスカリバー・アーミー社 (EXCALIBUR ARMY spol.s.r.o)

住所 : Kondanska 521/57, Praha 10, Czech Republic

郵便番号 : 10100

5. スペースノウ・チェコ支社 (SPACEKNOW INC., odstepny zavod s.r.o)

住所 : Thamova 289/13, Praha 8, Czech Republic

郵便番号 : 18600

6. チェコ航空研究試験研究所 (VZLU AEROSPACE a.s.)

住所 : Beranovych 130, Praha 9, Czech Republic

郵便番号 : 19900

7. FN Browning グループ (FN Browning)

住所 : Voie de Liege 33, Herstal, Belgium

郵便番号 : B-4040

■

中国商務部報道官、EU企業7団体を輸出規制管理対象リストに追加したことに関する記者団の質問に答える（2026年4月24日）

◎中国商務部新聞发言人就将7家欧盟实体列入出口管制管控名单答记者问

https://www.mofcom.gov.cn/xwfb/xwfyrrth/art/2026/art_bc53fd7837ae481cb8f790976b3cf7e4.html

問：2026年4月24日、商務部は対外的に管理リストを発表しましたが、その背景についてお聞かせください。

答：『中華人民共和国輸出管理法』および『中華人民共和国両用物品輸出管理条例』などの法律・法規の関連規定に基づき、中国側はFNハースタル社などEU企業7団体を輸出規制管理リストに追加することを決定した。これにより、輸出事業者が上記企業体へ両用物品を輸出することを禁止し、また、国外の組織および個人が中華人民共和国原産の両用物品を上記事業体へ移転または提供することを禁止する。さらに、現在進行中の関連活動は直ちに停止しなければならない。

措置の公表に先立ち、中国側は二国間の輸出管理対話メカニズムを通じて、EU側に状況を通知済みである。強調しておきたいのは、中国側の法に基づくリスト掲載措置は、少数のEUの軍事関連事業体を対象としたものであり、当該事業体は過去に台湾への武器販売に関与したり、台湾と結託したりした経歴がある。また、関連措置はデュアルユース物品のみを対象としており、中欧間の正常な経済貿易往来には影響を与えないため、誠実かつ法を遵守するEUの事業体は全く心配する必要はない。中国政府は、これまで通り各国と連携し、世界の平和と周辺地域の安定を断固として守り、世界の産業・サプライチェーンの安定を共に確保していく。

■